

長崎短期大学公的研究費に関する間接経費取扱内規

(目的)

第1条 この内規は、長崎短期大学(以下「本学」という。)における公的研究費に係る間接経費の取扱いに関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規において「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

2 この内規において「間接経費」とは、公的研究費の直接経費に対して一定比率で手当てされ、競争的資金による研究の実施に伴う管理等に必要な経費として充当し、本学が使用する経費をいう。

3 この内規において「研究者」とは、本学の研究代表者及び研究分担者並びにその補助者をいう。

(方針)

第3条 本学における間接経費運用の基本方針は以下の通りとする。

研究機関全体の機能の向上に活用すること。

競争的資金を獲得した研究者の研究環境の改善に活用すること。

(間接経費の譲渡等)

第4条 本学において経理処理を行う公的研究費を得た研究者は、当該間接経費を本学に譲渡することとし、本学はその譲渡を受入れる。

2 当該研究者が他機関等へ移籍する場合は、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者へ返還し、その額を新たに所属することとなる研究機関に通知する。

(間接経費の配分)

第5条 間接経費は、原則として当該研究費を獲得した研究者に30%、短大事務局で70%を配分する。

(報告)

第6条 間接経費は、「競争的資金に係る間接経費執行実績報告書」を作成し、当該公的資金研究費拠出元の機関に対して、定められた期日までに所定の報告を行わなければならない。

(公的研究費に関する間接経費取扱内規)

(改定)

第 7 条 この内規の改定は、総務・会計課にて起案し学長が定める。

附 則

この内規は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 2 9 年 6 月 1 日から施行する。